
第5章

自殺対策計画を効果的に 推進するために

1 指標の設定

(1) 国・県の数値目標

自殺総合対策大綱では、2026年までに、2015年（平成27年）と比べて、自殺死亡率を30%以上減少させ、先進諸国の水準まで引き下げ、13.0以下にすることを目標としています。

また、埼玉県では埼玉県自殺対策計画において、2020年までに、2015年（平成27年）と比べて、自殺死亡率を13.3%減少させ、15.6を目標としています。

	自殺死亡率		
	2015年（H27）	2020年	2026年
国	18.0	—	13.0
埼玉県	18.5	15.6	—

(2) 市の数値目標

本市の自殺対策計画の目標指標は、国・県の指標を勘案し、計画期間の最終年である2022年までに、2017年（平成29年）と比べて、自殺死亡率を15%減少させ、14.0、さらに2026年までに30%以上減少させ11.7を目標とします。

	自殺死亡率		
	2017年（H29）	2022年	2026年
吉川市	16.8	14.0 (2017年比▲15.0%)	11.7 (2017年比▲30.3%)

2 関係機関との連携と施策の進行管理

(1) 関係機関との連携

本計画は、自殺対策の推進に関する事項を一体的に定めたものであることから、庁内関係部署や関係機関の役割を明確にして取り組むことが重要です。関係部署や関係機関の共通理解のもと、連携を一層強化し円滑な計画の推進を図ります。

(2) 自殺対策計画推進協議会の設置

本計画の円滑かつ確実な推進のため、市民や団体、関係機関の代表者などで構成する「吉川市自殺対策計画推進協議会」を設置し、各施策の進行状況を把握・分析・評価するとともに、実効性のある施策の実現に向けた提言などを行います。

